



平成27年9月25日

各 位

会社名 株式会社ドクターシーラボ
代表者名 代表取締役社長 石原 智美
(コード番号 4924 東証第一部)
問合せ先 取締役財務部長 小杉 裕之
TEL (03) 6419-2500

取締役・監査役との責任限定契約に関する定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年10月21日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、第29条(社外取締役との責任限定契約)及び第39条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年10月21日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年10月21日(予定)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 29 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 39 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 29 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役</u> (<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 39 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以 上